

書における標準的な記述のあり方である。さらに10点中7点の教科書では愛国者法の被害者としての移民/ムスリム/アラブ系の存在に言及しており、そこから国家の安全保障と市民的自由の遵守を並立させることの困難さを指摘することになる。典型的な両論併記の教科書記述であり、その意味で政府の擁護にとどまる教科書はないといえる。1990年代の歴史教科書に浸透していた、状況に対する批判的な視点は、2000年代においても健在であることを指摘することができる。

(3) 第二次大戦中の日系人に関する記述

この項では検討箇所③の内容を提示し各教科書の特徴を把握するが、(1)項でも述べたように、日系人強制収容に関する記述はどの教科書においても基本的に旧版からの変化が少ない。「市民的正義を根拠とした強制収容の批判」という、1990年代の歴史教科書で確立された語り口は、2000年代においても踏襲されているのである。その意味では、アメリカの教科書は市民的自由の重要性に立脚した歴史記述を継続させている。

旧版からの異同が最も少ない『Nation of Nations』(2005: 884-885)では、「日系人の経済的損失」「白人の間にあった差別意識」「不衛生でプライバシーのない収容所での生活」「収容所での労働」「人道的な目的の嘘」「二世の忠誠心を問うた政府」といった内容についての記述がなされたのち、「アメリカにおける強制収容所は、ナチスの死のキャンプの恐怖を伝えるものではなかったが、人種差別と社会不安によって作られたものであった。より悪いことに、アメリカ人がそのために戦っていると信じていた公民権と市民的自由の伝統を、侵犯してしまった」(2005: 886)と結論づける。この結論部は1998年版から全く変化がない。この一連の記述が、アメリカの教科書における日系人強制収容の標準的な解説になっていると述べることができる。

以下、特筆すべき事例として5つの教科書を取り上げたい。

①Boyerの『American Nation』(2005)が「国土安全保障と市民的自由」という囲み記事を旧

版に追加させている。「アメリカ人は、国家を安全にしつつ憲法上の権利を遵守するというジレンマに葛藤してきた。……第二次世界大戦中には、10万人を越える西海岸居住の日系の人びとが敵性外国人として分類され、転住キャンプに移された。……1988年、合衆国政府は抑留者の憲法上の権利の侵害に対して公式に陳謝した。その後、今日まで、アメリカの制度は市民がその権利を侵害されたと思う場合に裁判に訴えることを認めてきている」(2005: 1104)とする記述は、(2)項で取り上げたDavidsonの『The American Nation』(2005)と同様に、強制収容の「不正義」を前提としたうえで、現在を過去とは異なるものとして表現しようとするものである。

②『The Americans』(2005)では、旧版にはあった仮想ディスカッションの囲み記事が削除されている。そこでは「論点：日系アメリカ人の抑留は国家安全保障にとって必要であった。反論：日系アメリカ人の抑留は不要であり、人種差別的行いであった」(2000: 760)という見出しが掲げられ、それぞれの主張を根拠付ける情報が箇条書きにされていた。新版ではこれが削除される代わりに、戦後日系人が起こした訴訟の発端・経過・判決についての法学的な情報が見開き2頁で加筆された(2005: 802-803)。日系アメリカ人の強制収容についてはその是非を両論併記することを止め、むしろ市民的自由の侵害を考えさせる資料の充実に紙数が当てられたことになる。

③『Making America』(2006)に旧版から付加されたのは、第二次世界大戦についての「よき戦争」という囲み記事である。

真珠湾への奇襲、日本の軍国主義の悪の性質、そしてドイツのファシズムは、アメリカの兵士たちが自由と民主主義のために戦い、死んでいるというイメージと結び付けられ、戦争に対する国内の反対が顕著ではなかったことで、第二次世界大戦は「良き戦争」であり兵士たちは「最も偉大な世代」であるとされた。これらのイメージは

アメリカの精神にくっきりと刻まれ、世界の悪と戦う合衆国の使命という考え方を形作った。(2006: 802)

ここではもちろん、アメリカの戦争をよき戦争として表現しているのではなく、「よき戦争」というイメージ自体が創出されてきたものであることが指摘されているのである。「世界の悪と戦う合衆国の使命という考え方を相対化させる記述であり、9.11テロ後の世界に飛び交った「悪の枢軸」という言葉を想起する時、ある種の戦争観を相対化する効果を持つものと思われる。

④真珠湾攻撃と9.11テロとを直接に関連付けていたDavidsonの『The American Nation』(2005)においても、第二次世界大戦の記述において、むしろ市民的自由の侵害に対して批判的な言及を増やしている。日系人以外の集団の迫害の例を「その他のグループが問題に直面した」という見出しのもとに、解説するようになったのである。「日系アメリカ人は戦時の制限事項に直面した唯一の集団というわけではなかった。およそ1万1千人のドイツ系アメリカ人と数百人のイタリア系アメリカ人たちもまた、『敵性外国人』として政府のキャンプに抑留された。その他のドイツ系アメリカ人やイタリア系アメリカ人たちは夜間外出禁止や移動の制限に直面した」(2005: 788)という形で、日系人以外の集団に対する社会的圧力に言及している。これは強制収容を、日系人というエスニックマイノリティの問題としてだけでなく、普遍的な市民的自由の侵害と位置づけることによって可能となる記述である。

⑤日系アメリカ人強制収容のセクションを旧版から最も大きく改変した『A People and a Nation』(2005)では、とくにその冒頭に「アメリカの理想の限界」という見出しを付して刷新し、強制収容問題の全体像の批判的な総括を加えている。その中には以下の記述が含まれている。

1941年、ローズヴェルトは「4つの不可

欠の人間の自由」を守ることをアメリカに制約した。……そのような自信に満ちた宣言にもかかわらず、アメリカが枢軸国の全体主義的体制と戦うに当たって、国民は簡単に答えが出ない問いに直面した。国家安全保障の利益のために、どの程度までの市民的自由の制限が正当化されるのか？ 軍事機密を敵に漏らしアメリカ人の生命が奪われるようなことがなく、どの程度自由に国民に情報を流すことができるのか？ スパイや破壊作員の脅威に対して、とりわけ合衆国内に居住するドイツ系、イタリア系、日系の市民から、いかにして合衆国は自らを守ることができるのか？ そして、アメリカの継続中の国内問題——とくに人種の問題——はどうなのか？ 枢軸国との戦争を戦っている間に、国家は自国の市民の変革への要求に取り組むことができるのか？ これらの問いに対する答えはしばしば、国民の民主主義的理想と戦時下におけるその実践との間の緊張関係を詳らかにした。(2005: 751-753)

「国家安全保障の利益のために、どの程度までの市民的自由の制限が正当化されるのか？」という問いは、むしろ9.11テロ以後のアメリカから、第二次世界大戦時の社会状況を振り返って生じる問題だといえるだろう。こうした問いかけの後に、日系人の強制収容の実情が説明され、それが国家安全保障のために特定の集団が不利益を被った事例として把握されるのである。1990年代に成立していた、多文化社会を支持する根拠を市民的自由の重要性に看取る歴史教科書の視点は、ここにも健在である。

5. 結論

以上、2000年代のアメリカの歴史教科書における「国家安全保障」と「市民的自由」に関する記述を検討してきた。その知見をここで総括すると、以下の3つのことを指摘することができる。

第1に、同時多発テロ以後のアメリカのメデ